

【条例制定の背景】

- コミュニティバスの非効率な運行形態の見直し、公共交通空白地の解消
- バスやタクシーの運転手不足や高齢化、物流・運送業界の2024年問題等、人的理由により現行の運行形態では地域公共交通の維持が困難 など



公共ライドシェア
「むなりんく」の
本格導入

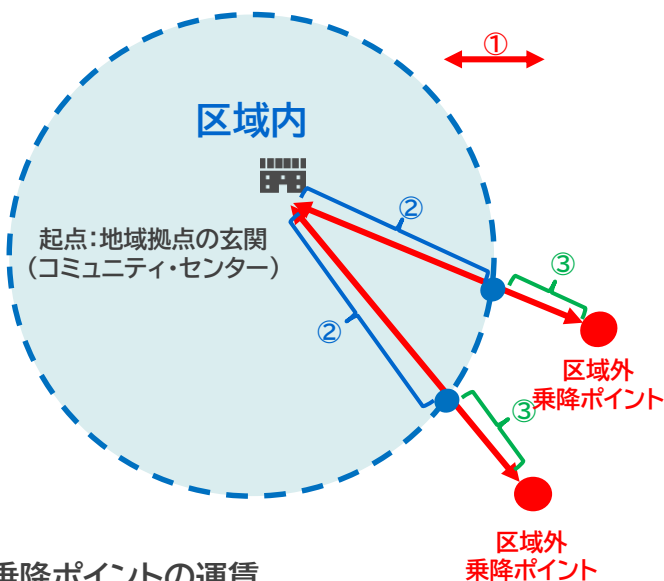


道路運送法第78条第2号による事業者協力型による自家用有償旅客運送の導入

持続可能な移動手段確保のため、輸送の安全確保にノウハウのあるタクシー事業者の協力を得て行う、自家用有償旅客運送の交通空白地有償運送(公共ライドシェア)

令和8年3月1日(日)～ 公共ライドシェア「むなりんく」の本格運行開始

【運賃の考え方】



区域外乗降ポイントの運賃

$$\text{①の距離(km)} - \text{②の距離(km)} = \text{③の距離(km)}$$

公共ライドシェアの運賃

区分	区域内	区域外乗降ポイント
大人	500円	以下により追加運賃を算出
高校生以下 (学生以外の18歳以下は除く)	300円	
70歳以上 (ふれあいカード所有者のみ)	300円	
障害者手帳保有者と介助人	300円	
未就学児	無料	無料

③の距離	追加運賃
1km以下	+100円
上記以外	1kmにつき+100円 1kmに満たないものは切り捨て